

主眼事項及び着眼点（指定障害者支援施設等）

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>法第44条 平18厚令172 第3条第1項</p> <p>平18厚令172 第3条第2項</p> <p>平18厚令172 第3条第3項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>一 従業者の員数</p> <p>(1) 生活介護を行う場合</p> <p>① 医師</p> <p>② 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p>	<p>指定障害者支援施設等に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>生活介護を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位（生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに掲げる数となっているか。</p> <p>(ア) 障害程度区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(イ) 障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上</p> <p>(ウ) 障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上</p> <p>イ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。</p>	<p>法第44条第1項</p> <p>平18厚令172 第4条</p> <p>平18厚令172 第4条第1項 第1号イ</p> <p>平18厚令172 第4条第1項 第1号イ(1)</p> <p>平18厚令172 第4条第1項 第1号イ(2)</p> <p>平18厚令172 第4条第1項 第1号ロ</p> <p>平18厚令172 第4条第1項 第1号ハ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>③ サービス管理責任者</p> <p>(2) 自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <p>① 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>③ 訪問による自立訓練(機能訓練)</p>	<p>ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>自立訓練(機能訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を 6 で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 看護職員の数は、1 以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1 以上となっているか。 ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。</p> <p>エ 生活支援員の数は、1 以上となっているか。 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。 ア 利用者の数が 60 以下 1 以上 イ 利用者の数が 61 以上 1 に利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上 また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を 1 人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号イ (3)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 1 号ホ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ (1)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ハ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ホ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号イ (2)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ヘ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 2 号ロ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(3) 自立訓練(生活訓練)を行う場合</p> <p>① 生活支援員(看護職員)</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>③ 訪問による自立訓練(生活訓練)</p>	<p>自立訓練(生活訓練)を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号イ(1)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号ロ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号イ(2)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号ホ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 3 号ハ</p>
<p>(4) 就労移行支援を行う場合</p> <p>I 就労移行支援</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② 就労支援員</p> <p>③ サービス管理責任者</p>	<p>就労移行支援を行う場合に置く従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上。</p> <p>イ 就労支援員のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号イ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号イ(1)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号ハ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号イ(2)</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号ニ</p> <p>平 18 厚令 172 第 4 条 第 1 項 第 4 号イ(3)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>II 認定指定障害者支援施設</p> <p>① 職業指導員及び生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>(5) 施設入所支援を行う場合</p> <p>① 生活支援員</p> <p>② サービス管理責任者</p> <p>二 利用者数の算定</p>	<p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>Iの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設等（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。</p> <p>イ 職業指導員の数は、1以上となっているか。</p> <p>ウ 生活支援員の数は、1以上となっているか。</p> <p>エ 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。</p> <p>ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ア 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>また、1人以上は常勤となっているか。</p> <p>施設入所支援を行うために置く従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。</p> <p>ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を受ける利用者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。</p> <p>ア 利用者の数が60人以下 1以上</p> <p>イ 利用者の数が61人以上 1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。</p> <p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。</p>	<p>平18厚令172第4条第1項第4号ホ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ハ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ロ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第4号ホ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号イ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号イ(1)</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号ロ</p> <p>平18厚令172第4条第1項第5号イ(2)</p> <p>平18厚令172第4条第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>三 職務の専従</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数</p> <p>3 従たる事業所を設置する場合における特例</p> <p>第3 設備に関する基準</p>	<p>1に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)若しくは就労移行支援の提供に当たる者となっているか。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の1の1の(1)の②のエ、1の1の(2)の①のイ及びエ、1の1の(3)の①のウ、1の1の(4)のⅠの①のエ並びに1の1の(4)のⅠの②のイの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第2の1の1の(1)の③、1の1の(2)の②、1の1の(3)の②、1の1の(4)のⅠの③並びに1の1の(4)のⅡの②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が60人以下 1以上</p> <p>② 利用者の数の合計が61人以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 4 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 5 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 5 条第 2 項 平 18 厚告 544</p> <p>平 18 厚令 172 第 5 条の 2 第 2 項</p> <p>法第 44 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>1 設備</p> <p>(1) 設備</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>① 訓練・作業室</p> <p>② 居室</p> <p>③ 食堂</p> <p>④ 浴室</p> <p>⑤ 洗面所</p> <p>⑥ 便所</p> <p>⑦ 相談室</p> <p>⑧ 廊下幅</p>	<p>指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。</p> <p>(相談室及び多目的室は利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。)</p> <p>指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。</p> <p>(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)</p> <p>イ 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。</p> <p>ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>ア 一の居室の定員は4人以下とされているか。</p> <p>イ 地階に設けていないか。</p> <p>ウ 利用者1人あたりの床面積は、収納設備等を除き9.9平方メートル以上とされているか。</p> <p>エ 寝台又はこれに代わる設備を備えているか。</p> <p>オ 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けているか。</p> <p>カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えているか。</p> <p>キ ブザー又はこれに代わる設備を設けているか。</p> <p>ア 食事の提供に支障がない広さを有しているか。</p> <p>イ 必要な備品を備えているか。</p> <p>利用者の特性に応じたものとなっているか。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>ア 居室のある階ごとに設けられているか。</p> <p>イ 利用者の特性に応じたものであるか。</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。</p> <p>ア 1.5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とされているか</p> <p>イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか</p>	<p>平 18 厚令 172 第 6 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 1 号イ、ロ、ハ</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 2 号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 3 号イ、ロ</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 4 号</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 5 号イ、ロ</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 6 号イ、ロ</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 7 号</p> <p>平 18 厚令 172 第 6 条第 2 項第 8 号イ、ロ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(3) 認定指定障害者支援施設	<p>認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 6 条第 3 項
(1) 多目的室の経過措置	<p>(経過措置) 平成 18 年厚生労働省令第 172 号「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日(施行日)において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。)については、当分の間、第 3 の 1 の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。</p>	平 18 厚令 172 附則第 15 条
(2) 居室の定員の経過措置	<p>施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②の ア中「4 人」とあるのは「原則として 4 人」とする。</p>	平 18 厚令 172 附則第 16 条
(3) 居室面積の経過措置	<p>① 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設(旧身体障害者更生施設等指定基準附則第 3 条の適用を受けているものに限る。)、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②のウの規定を適用する場合には、「9.9 平方メートル」とあるのは「6.6 平方メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第 3 の 1 の(2)の②のウの規定を適用する場合には、「9.9 平方メートル」とあるのは「4.4 平方メートル」とする。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第 2 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 17 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) ブザー又はこれに代わる設備の経過措置</p> <p>(5) 廊下幅の経過措置</p> <p>第4 運営に関する基準 1 内容及び手続きの説明及び同意</p>	<p>者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合には、「9.9平方メートル」とあるのは「3.3平方メートル」とする。</p> <p>施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。</p> <p>① 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧中「1.5メートル」とあるのは「1.35メートル」とする。</p> <p>② 施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>③ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77</p>	<p>平18厚令172附則第18条</p> <p>平18厚令172附則第19条第1項</p> <p>平18厚令172附則第19条第2項</p> <p>平18厚令172附則第19条第3項</p> <p>法第44条第2項 平18厚令172第7条第1項</p> <p>平18厚令172</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
2 契約支給量の報告等	<p>条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超過していないか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1) から(3) に準じて取り扱っているか。</p>	<p>第7条第2項</p> <p>平18厚令172第8条第1項</p> <p>平18厚令172第8条第2項</p> <p>平18厚令172第8条第3項</p> <p>平18厚令172第8条第4項</p>
3 提供拒否の禁止	<p>指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>平18厚令172第9条</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平18厚令172第10条</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定就労移行支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平18厚令172第11条第1項</p> <p>平18厚令172第11条第2項</p>
6 受給資格の確認	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効</p>	<p>平18厚令172第12条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
7 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助	<p>期間、支給量等をおかめているか。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 13 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 13 条第 2 項</p>
8 心身の状況等の把握	<p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 14 条</p>
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 15 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 15 条第 2 条</p>
10 身分を証する書類の携行	<p>指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 16 条</p>
11 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、(1) の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 17 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 17 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
12 指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定障害者支援施設等が施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。)</p>	<p>平 18 厚令 172 第 18 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 18 条第 2 項</p>
13 利用者負担額等の受領	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。</p> <p>① 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる経費</p> <p>ア 食事の提供に要する費用 (次の(ア)又は(イ)に定めるところによる。以下同じ。) (ア) 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 (イ) 事業所等に通う者等のうち、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額</p> <p>イ 創作的活動にかかる材料費</p> <p>ウ 日用品費</p> <p>エ アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p>	<p>平 18 厚令 172 第 19 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 1 号</p> <p>平 18 厚令 172 第 19 条第 4 項</p> <p>平 18 厚告 545 二のイ</p> <p>平 18 政令 10 第 17 条第 1 項 第 2 ～ 4 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
	<p>② 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を行う場合 次のアからウまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用 イ 日用品費 ウ ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>③ 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる経費 ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条の3第1項に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。） イ 平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。 ウ 被服費 エ 日用品費 オ アからエのほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平18厚令172第19条第3項第2号</p> <p>平18厚令172第19条第3項第3号 平18政令第10第21条の3第1項</p> <p>平18厚告541</p> <p>平18厚令172第19条第5項</p> <p>平18厚令172第19条第6項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
14 利用者負担額に係る管理	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービスを受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。</p> <p>この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 20 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 20 条第 2 項</p>
15 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 21 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 21 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
16 施設障害福祉サービスの取扱方針	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 22 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 22 条第 3 項</p>
17 施設障害福祉サービス計画の作成等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) サービス管理責任者は施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 23 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 23 条第 4 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
18 サービス管理責任者の責務	<p>(5) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 5 項
	<p>(6) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 6 項
	<p>(7) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 7 項
	<p>(8) サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも 3 月に 1 回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 8 項
	<p>(9) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 9 項
	<p>(10) 施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2) から (7) に準じて取り扱っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 23 条第 10 項
	<p>サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。</p>	平 18 厚令 172 第 24 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
19 相談等	<p>③ 他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。</p> <p>(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 25 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 25 条第 2 項</p>
20 介護	<p>(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。</p> <p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。</p> <p>(5) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。</p> <p>(6) 指定障害者支援施設等は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させているか。</p> <p>(7) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 26 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 5 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 6 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 26 条第 7 項</p>
21 訓練	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 27 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等	
22 生産活動	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援の提供に当たっては、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 27 条第 2 項	
	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。</p>	平 18 厚令 172 第 27 条第 3 項	
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。</p>	平 18 厚令 172 第 27 条第 4 項	
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p>	平 18 厚令 172 第 28 条第 1 項	
	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 28 条第 2 項	
	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 28 条第 3 項	
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 172 第 28 条第 4 項	
	<p>指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 29 条	
	24 実習の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 30 条第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
25 求職活動の支援等の実施	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	平 18 厚令 172 第 30 条第 2 項
26 職場への定着のための支援の実施	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 31 条第 1 項 平 18 厚令 172 第 31 条第 2 項 平 18 厚令 172 第 32 条
27 就職状況の報告	指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。	平 18 厚令 172 第 33 条
28 食事	<p>(1) 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。</p> <p>(4) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p>	平 18 厚令 172 第 34 条第 1 項 平 18 厚令 172 第 34 条第 2 項 平 18 厚令 172 第 34 条第 3 項 平 18 厚令 172 第 34 条第 4 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
29 社会生活上の 便宜の供与等	(5) 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 172 第 34 条第 5 項
	(1) 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。	平 18 厚令 172 第 35 条第 1 項
	(2) 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	平 18 厚令 172 第 35 条第 2 項
30 健康管理	(3) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	平 18 厚令 172 第 35 条第 3 項
	(1) 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 172 第 36 条第 1 項
	(2) 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行っているか。	平 18 厚令 172 第 36 条第 2 項
31 緊急時等の対応	従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 172 第 37 条
32 施設入所支援 利用者の入院期 間中の取扱い	指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。	平 18 厚令 172 第 38 条
33 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	平 18 厚令 172 第 39 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
34 管理者による 管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる)。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に平成 18 年厚生労働省令第 172 号「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(指定障害者支援施設基準) 第 2 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 40 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 40 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 40 条第 3 項</p>
35 運営規程	<p>指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。</p> <p>① 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する施設障害福祉サービスの種類</p> <p>③ 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間</p> <p>⑤ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員</p> <p>⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>⑦ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域</p> <p>⑧ サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>⑨ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑩ 非常災害対策</p> <p>⑪ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>⑫ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑬ その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 18 厚令 172 第 41 条</p>
36 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 42 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 42 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
37 定員の遵守	<p>(ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。</p> <p>ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 42 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 43 条</p>
38 非常災害対策	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 44 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 44 条第 2 項</p>
39 衛生管理等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 45 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 45 条第 2 項</p>
40 協力医療機関等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 46 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 46 条第 2 項</p>
41 掲示	<p>指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 47 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
42 秘密保持等	<p>(1) 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 49 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 49 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 49 条第 3 項</p>
43 情報の提供等	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 50 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 50 条第 2 項</p>
44 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 51 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 51 条第 2 項</p>
45 苦情解決	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 52 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 52 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
46 事故発生時の対応	<p>(3) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 52 条第 3 項
	<p>(4) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 52 条第 4 項
	<p>(5) 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	平 18 厚令 172 第 52 条第 5 項
	<p>(6) 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 52 条第 6 項
	<p>(7) 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p>	平 18 厚令 172 第 52 条第 7 項
	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	平 18 厚令 172 第 54 条第 1 項

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
47 会計の区分	<p>(2) 指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 54 条第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 54 条第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 55 条</p>
48 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 48 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 48 条第 2 項</p>
49 地域との連携等	<p>指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 第 53 条</p>
50 記録の整備	<p>(1) 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① サービスの提供の記録</p> <p>② 施設障害福祉サービス計画</p> <p>③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録</p> <p>④ 身体拘束等の記録</p> <p>⑤ 苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(経過措置)</p>	<p>平 18 厚令 172 第 56 条第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 第 56 条第 2 項</p>
<p>○ 経過的指定障害者支援施設等</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 従業者の員数</p>	<p>経過的指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、第2の1にかかわらず次のとおりとなっているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第3条第1項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>① 生活介護を行う場合</p> <p>② 自立訓練(機能訓練)を行う場合</p> <p>③ 自立訓練(生活訓練)を行う場合</p> <p>④ 就労移行支援を行う場合</p> <p>⑤ 就労継続支援A型又は就労継続支援B型を行う場合</p> <p>⑥ 施設入所支援を行う場合</p> <p>(2) 利用者数の算定</p>	<p>第2の1の(1)に規定する従業者及びその員数とする。ただし、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、同中②の規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>ア (ア) から (ウ) までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ (ア) から (ウ) までに掲げる数</p> <p>(ア) 平均障害程度区分が4未満 利用者(特定旧法受給者等を除く。以下同じ)の数を6で除した数</p> <p>(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数</p> <p>(ウ) 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数</p> <p>イ ア(ア)の特定旧法受給者等の数を10で除した数</p> <p>第2の1の(2)に規定する従業者及びその人員とする。</p> <p>第2の1の(3)に規定する従業者及びその人員とする。</p> <p>第2の1の(4)に規定する従業者及びその人員とする。</p> <p>ア 次のとおりとする。</p> <p>(ア) 職業指導員及び生活支援員</p> <p>i 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の総数を10で除した数以上とする。</p> <p>ii 職業指導員の数は、1以上とする</p> <p>iii 生活支援員の数は、1以上とする</p> <p>(イ) サービス管理責任者</p> <p>i 又はiiに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ i 又はiiに掲げる数</p> <p>i 利用者の数が60以下 1以上</p> <p>ii 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p> <p>イ (ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤とする</p> <p>ウ (イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は常勤とする</p> <p>第2の1の(5)に規定する従業者及びその人員とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型若しくは就労継続支援B型を受けるもの又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。</p> <p>(1)の利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数によっているか。</p>	<p>平18厚令172附則第3条第1項第1号</p> <p>平18厚令172附則第3条第1項第2号</p> <p>平18厚令172附則第3条第1項第3号</p> <p>平18厚令172附則第3条第1項第4号</p> <p>平18厚令172附則第3条第1項第5号</p> <p>平18厚令172附則第3条第1項第6号</p> <p>平18厚令172附則第3条第2項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(3) 職務の専従</p> <p>2 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数</p> <p>3 設備</p> <p>4 雇用契約の締結等</p>	<p>(1) に規定する経過指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら当該自立訓練（機能訓練）、当該自立訓練（生活訓練）、当該就労移行支援、当該就労継続支援A型若しくは当該就労継続支援B型の提供に当たる者となっているか。 （ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）</p> <p>(1) 複数の昼間実施サービスを行う経過指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、1 の (1) の①から④まで及び⑤のイの規定にかかわらず、当該経過指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医者及びサービス管理責任者を除く）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>(2) 複数の昼間実施サービスを行う経過指定障害者支援施設等は、1 の (1) の①から④まで並びに⑤のアの（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる経過指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち、平成 18 年厚生労働省告示第 544 号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。</p> <p>① 利用者の数の合計が 60 人以下 1 以上</p> <p>② 利用者の数の合計が 61 以上 1 に、利用者の数の合計が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上</p> <p>経過指定障害者支援施設等について第 3 の規定を適用する場合においては、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。</p> <p>(1) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者と雇用契約を締結しているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 3 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 4 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 4 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 5 条</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 6 条 第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
5 就 労	<p>(2) (1) にかかわらず、経過指定障害者支援施設等（昼間実施サービスとして就労継続支援B型を提供するものを除く。）は、就労継続支援A型を提供する場合には、規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。</p> <p>(1) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。</p> <p>(2) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合における就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 6 条 第 2 項 平 18 厚令 19 第 6 条の 10 第 2 号</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 7 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 7 条 第 2 項</p>
6 賃 金 等	<p>(1) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、4の(1)の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるように努めているか。</p> <p>(2) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、4の(2)の規定による利用者（雇用契約を締結していない利用者）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(3) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、(2)の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めているか。</p> <p>(4) (2)の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対して支払われる1月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回っていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 8 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 8 条 第 2 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 8 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 8 条 第 4 項</p>
7 工賃の支払等	<p>(1) 経過指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月あたりの工賃の平均額（工賃の平均額）は、3,000円を下回っていないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 9 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 9 条 第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
8 実習の実施	<p>(3) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるように努めているか。</p> <p>(4) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型を提供する場合には、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県へ報告しているか。</p> <p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、(1)の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 9 条 第 3 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 9 条 第 4 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 10 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 10 条 第 2 項</p>
9 求職活動の支援等の実施	<p>(1) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。</p> <p>(2) 経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、盲学校、聾学校、養護学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 11 条 第 1 項</p> <p>平 18 厚令 172 附則第 11 条 第 2 項</p>
10 職業への定着のための支援等の実施	<p>経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型又は就労継続支援B型を提供する場合には、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 12 条</p>
11 利用者及び従業者以外の者の雇用	<p>経過的指定障害者支援施設等は、就労継続支援A型を提供する場合には、利用者及び従業者以外の者を就労継続支援A型に従事する作業員として雇用する場合は、次に掲げる就労継続支援A型の利用定員の区分に応じ、当該事項に定める数を超えて雇用していないか。</p>	<p>平 18 厚令 172 附則第 13 条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>12 経過指定障害者支援施設等に関する読替え</p> <p>第5 変更の届出等</p> <p>第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い</p> <p>○ 基本事項</p> <p>一 生活介護</p> <p>1 生活介護サービス費</p> <p>(1) 生活介護サービス費</p>	<p>① 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>③ 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数</p> <p>経過指定障害者支援施設等について第4の5、13、21、及び22の規定を適用する場合には、5の(1)、13の(3)の②及び21の(2)中「又は就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型」と、22中「又は就労移行支援」とあるのは、「就労移行支援又は就労継続支援B型」とする。</p> <p>指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他障害者自立支援法施行規則第34条の26にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定障害福祉サービス等に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5および第10から第13により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額となっているか。)</p> <p>(2) (1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 施設入所者のうち、区分4(50歳以上の者)にあつては区分3)以上に該当するもの</p>	<p>平18厚令172 附則第14条</p> <p>法第46条第2項 施行規則第34条の26</p> <p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の一 平18厚告539</p> <p>法第29条 第3項</p> <p>平18厚告523 の二</p> <p>平18厚告523 別表第5</p> <p>平18厚告523 別表第5の1 の注1</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(2) 特定旧法受給者等	<p>② 施設入所者以外の者のうち、区分 3 (50 歳以上の者にあつては区分 2) 以上に該当するもの</p> <p>生活介護サービス費 (XI) については、平成 18 年厚生労働省告示第 556 号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者であつて、次の①又は②のいずれかに該当する者に対して、指定生活介護等を行った場合に、法附則第 1 条第 3 項に掲げる規定の施行の日の前日までの間、所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 施設入所者のうち区分 3 (50 歳以上の者) にあつては、区分 2) 以下に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</p> <p>② 施設入所者以外の者のうち、区分 2 以下 (50 歳以上の者にあつては、区分 1) に該当するもの又は区分 1 から区分 6 までのいずれにも該当しないもの</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 2 平 18 厚告 556 の二</p>
(3) 生活介護サービス費 (I)	<p>生活介護サービス費 (I) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のイに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員 (複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。以下同じ。) に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 5 以上であつて、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 60 以上</p> <p>② 平均障害程度区分が 5. 5 以上</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 3 平 18 厚告 551 の二のイ</p>
(4) 生活介護サービス費 (II)	<p>生活介護サービス費 (II) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のロに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 5 以上であつて、かつ、区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 50 以上 100 分の 60 未満</p> <p>② 平均障害程度区分が 5. 3 以上 5. 5 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 4 平 18 厚告 551 の二のロ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(5) 生活介護サービス費(Ⅲ)	<p>生活介護サービス費(Ⅲ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のハに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満</p> <p>② 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注5 平18厚告551の二のハ</p>
(6) 生活介護サービス費(Ⅳ)	<p>生活介護サービス費(Ⅳ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のニに定める施設基準に適合し、次の①から③までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満</p> <p>② 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上</p> <p>③ 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注6 平18厚告551の二のニ</p>
(7) 生活介護サービス費(Ⅴ)	<p>生活介護サービス費(Ⅴ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のホに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満</p> <p>② 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満</p>	<p>平18厚告523別表第5の1の注7 平18厚告551の二のホ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(8) 生活介護サービス費 (VI)	<p>生活介護サービス費 (VI) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のへに定める施設基準に適合し、次の①から③までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 4. 5 以上 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 未満</p> <p>② 平均障害程度区分が 4 以上 4. 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 40 以上</p> <p>③ 平均障害程度区分が 4. 4 以上 4. 7 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 8 平 18 厚告 551 の二のへ</p>
(9) 生活介護サービス費 (VII)	<p>生活介護サービス費 (VII) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のトに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 4 以上 4. 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満</p> <p>② 平均障害程度区分が 4. 1 以上 4. 4 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 9 平 18 厚告 551 の二のト</p>
(10) 生活介護サービス費 (VIII)	<p>生活介護サービス費 (VIII) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のチに定める施設基準に適合し、次の①から③までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 4 以上 4. 5 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 10 平 18 厚告 551 の二のチ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(11) 生活介護サービス費 (IX)	<p>② 平均障害程度区分が 4 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計の 100 分の 30 以上</p> <p>③ 平均障害程度区分が 3. 8 以上 4. 1 未満</p> <p>生活介護サービス費 (IX) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のりに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 4 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満</p> <p>② 平均障害程度区分が 3. 5 以上 3. 8 未満</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 11</p> <p>平 18 厚告 551 の二のり</p>
(12) 生活介護サービス費 (X)	<p>生活介護サービス費 (X) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のヌに定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が 4 未満であって、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 20 未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 12</p> <p>平 18 厚告 551 の二のヌ</p>
(13) 生活介護サービス費 (XI)	<p>生活介護サービス費 (XI) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のルに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 13</p> <p>平 18 厚告 551 の二のル</p>
(14) その他	<p>(3) から (13) までに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 15</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(15) 障害福祉サービス相互の算定関係</p> <p>2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p> <p>3 新事業移行時特別加算</p> <p>4 初期加算</p>	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又はロの表の上段に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。</p> <p>視覚障害者等である指定生活介護等の利用者の数が 15 人以上（指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用者の数が 51 人以上である場合にあっては、当該指定生活介護等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上）であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第 2 の 1 の一の (1) 若しくは第 4 の○経過的指定障害者支援施設等の 1 の (1) の①に定める人員配置に加え、常勤換算方法で視覚障害者等の数を 30 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>特定旧法指定施設である指定障害者支援施設において、指定障害者支援施設が行う生活介護にかかる指定障害福祉サービスを行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 15(1) 平 18 厚告 550 の二</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 15(2)</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 16</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 2 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 3 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 5 の 4 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(2) 施設入所支援サービス費 (I)	<p>施設入所支援サービス費 (I) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のイに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の60以上であること</p> <p>② 平均障害程度区分が5.5以上であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注2 平18厚告551三のイ</p>
(3) 施設入所支援サービス費 (II)	<p>施設入所支援サービス費 (II) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のイに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上100分の60未満であること</p> <p>② 平均障害程度区分が5.3以上5.5未満であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注3 平18厚告551三のイ</p>
(4) 施設入所支援サービス費 (III)	<p>施設入所支援サービス費 (III) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のイに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が5以上であって、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること</p> <p>② 平均障害程度区分が5.1以上5.3未満であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注4 平18厚告551三のイ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(5) 施設入所支援サービス費 (IV)	<p>施設入所支援サービス費 (IV) については、次の①又は②に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合し、次のアからウまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>ア 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること</p> <p>イ 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の50以上であること</p> <p>ウ 平均障害程度区分が4.9以上5.1未満であること</p> <p>② 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合し、次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>ア 平均障害程度区分が5以上であつて、かつ、区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること</p> <p>イ 平均障害程度区分が5.1以上であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注5</p> <p>平18厚告551三のロ</p> <p>平18厚告551三のロ</p>
(6) 施設入所支援サービス費 (V)	<p>施設入所支援サービス費 (V) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が4.5以上5未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上100分の50未満であること</p> <p>② 平均障害程度区分が4.7以上4.9未満であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注6</p> <p>平18厚告551三のロ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(7) 施設入所支援サービス費 (VI)	<p>施設入所支援サービス費 (VI) については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合し、次の①から③までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が4.5以上5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40未満であること</p> <p>② 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の40以上であること</p> <p>③ 平均障害程度区分が4.4以上4.7未満であること</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注7 平18厚告551三のロ</p>
(8) 施設入所支援サービス費 (VII)	<p>施設入所支援サービス費 (VII) については、次の①又は②に掲げる利用者に対して、それぞれ①又は②に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① (1)の①に掲げる利用者 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合し、次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>ア 平均障害程度区分が4以上4.5未満であって、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の30以上100分の40未満であること</p> <p>イ 平均障害程度区分が4.1以上4.4未満であること</p> <p>② (1)の②又は③に掲げる利用者 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注8 平18厚告551三のロ</p>
(9) 施設入所支援サービス費 (VIII)	<p>施設入所支援サービス費 (VIII) については、次の①又は②に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注9</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(10) 施設入所支援サービス費 (IX)</p>	<p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに定める施設基準に適合し、次のアからウまでのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>ア 平均障害程度区分が 4 以上 4. 5 未満であつて、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 未満であること</p> <p>イ 平均障害程度区分が 4 未満であつて、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 以上であること</p> <p>ウ 平均障害程度区分が 3. 8 以上 4. 1 未満であること</p> <p>② 平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに定める施設基準に適合し、次のア又はイのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>ア 平均障害程度区分が 4 以上であつて、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 30 以上であること</p> <p>イ 平均障害程度区分が 4. 1 以上であること</p> <p>施設入所支援サービス費 (IX) については、平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに定める施設基準に適合し、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 平均障害程度区分が 4 未満であつて、かつ、区分 5 及び区分 6 に該当する者が利用者の数の合計数の 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満であること</p> <p>② 平均障害程度区分が 3. 5 以上 3. 8 未満であること</p>	<p>平 18 厚告 551 三のハ</p> <p>平 18 厚告 551 三のハ</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 10 の 1 の注 10 平 18 厚告 551 三のハ</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(11) 施設入所支援サービス費 (X)	<p>施設入所支援サービス費 (X) については、次の①又は②のいずれかに掲げる利用者に対して、それぞれ①又は②に定める指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① (1)の①に掲げる利用者 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに定める施設基準に適合し、平均障害程度区分が4未満であつて、かつ、区分5及び区分6に該当する者が利用者の数の合計数の100分の20未満であるものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p> <p>② (1)の②又は③に掲げる利用者 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のハに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注11</p> <p>平18厚告551三のハ</p>
(12) 施設入所支援サービス費 (XI)	<p>施設入所支援サービス費 (XI) については、(1)の②又は③に掲げる利用者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のニに定める施設基準に適合するものとして、都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注12</p> <p>平18厚告551三のニ</p>
(13) その他	<p>(2) から (12) までに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の六のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表下欄に定める割合</p> <p>② 指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95</p>	<p>平18厚告523別表第10の1の注13</p> <p>平18厚告550六</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>2 重度障害者支援加算 (1) 重度障害者支援加算(Ⅰ)</p> <p>(2) 重度障害者支援加算(Ⅱ)</p>	<p>① 重度障害者支援加算(Ⅰ)については、利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下(1)及び(3)において同じ。)の平均障害程度区分が5以上であり、かつ、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者が利用者の数の合計数の100分の20以上であって、第2の1の一の(5)又は第4の○経過指定障害者支援施設等の1の(1)の⑥に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>② 重度障害者支援加算(Ⅰ)については、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>重度障害者支援加算(Ⅱ)については平成18年厚生労働省告示第543号の二に定める基準を満たしている利用者1人につき、第2の1又は第4の○経過指定障害者支援施設等の1に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、生活支援員を(一)から(三)までに掲げる場合にあっては0.5人以上、(四)から(七)までに掲げる場合にあっては1人以上、(八)から(十一)までに掲げる場合にあっては1.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第10の2の注1</p> <p>平18厚告523別表第10の2の注2</p> <p>平18厚告523別表第10の2の注3 平18厚告543二</p>
<p>3 新事業移行時特別加算</p>	<p>特定旧法指定施設である指定障害者支援施設が、指定施設入所支援を行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第10の3の注</p>
<p>4 入院・外泊時加算</p>	<p>利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、1月に8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定しない。</p>	<p>平18厚告523別表第10の4の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
4 の 2 長期入院等支援加算	<p>利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して外泊を認めた場合に、施設従業者のうち、いずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日並びに4の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）について、1日につき、利用定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定しているか。</p> <p>継続して入院している者にあつては、入院した初日から起算して3月を超えて算定していないか。</p> <p>また、6の入院時支援特別加算が算定される月に算定していないか。</p>	平 18 厚令 523 別表第 10 の 4 の 2 の注
5 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る。以下5中において同じ）の退所に先立って、第2の一又は第4の（経過措置）○経過的指定障害者支援施設等の1の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者（施設従業者）のうちいずれかの職種のものが、当該利用者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。</p>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 5 の注
6 入院時支援特別加算	<p>家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 6 の注
7 栄養管理体制加算 (1) 栄養管理体制加算(I)	<p>栄養管理体制加算(I)については、次の①から③までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 1

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(2) 栄養管理体制加算(Ⅱ)	<p>① 常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の栄養状態を把握し、利用者ごとの栄養計画に従い栄養管理を行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>③ 利用者ごとの栄養計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ当該計画を見直していること。</p> <p>栄養管理体制加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)又は(3)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 常勤の栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 2
(3) 栄養管理体制加算(Ⅲ)	<p>栄養管理体制加算(Ⅲ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)又は(2)を算定している場合は、算定しない。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 利用者の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。</p>	平 18 厚告 523 別表第 10 の 7 の注 3
三 自立訓練(機能訓練)		平 18 厚告 523 別表第 11
1 機能訓練サービス費		
(1) 機能訓練サービス費(Ⅰ)	<p>機能訓練サービス費(Ⅰ)については、指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 1
(2) 機能訓練サービス費(Ⅱ)	<p>機能訓練サービス費(Ⅱ)については、第2の1の一の(2)の規定により指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、自立訓練(機能訓練)計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(機能訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 2

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(3) その他	<p>(1)又は(2)に掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、(2)については③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の七のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に定める割合</p> <p>② 指定自立訓練(機能訓練)等の提供に当たって、自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>③ 指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者自立支援法施行規則第 6 条の 6 第 1 号に掲げる期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 4</p> <p>平 18 厚告 550 の七</p> <p>施行規則第 6 条の 6 第 1 号</p>
(4) 障害福祉サービス相互の算定関係	<p>利用者が自立訓練(機能訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、機能訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 5</p>
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が 15 以上(指定自立訓練(機能訓練)事業所等における指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数が 51 以上である場合にあっては、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上)であって、視覚障害者等との意思疎通に関し、専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を第 2 の 1 の一の(2)に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を 30 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 2 の注</p>
3 新事業移行時特別加算	<p>特定旧法指定施設である指定障害者支援施設において、指定障害者支援施設が行う自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 11 の 3 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
4 初期加算	指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(機能訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第11の4の注
5 利用者負担上限額管理加算	指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表第11の5の注
四 自立訓練(生活訓練)		平18厚告523別表第12
1 生活訓練サービス費		
(1) 生活訓練サービス費(I)	生活訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第12の1の注1
(2) 生活訓練サービス費(II)	生活訓練サービス費(II)については、第2の1の一の(3)の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、週2回を限度として、自立訓練(生活訓練)計画等に位置付けられた内容の指定自立訓練(生活訓練)等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表第12の1の注2
(3) その他	(1)又は(2)に掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、(2)については③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の八のイ、ロ又はハの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に定める割合 ② 指定自立訓練(生活訓練)等の提供に当たって、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 100分の95 ③ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者自立支援法施	平18厚告523別表第12の1の注5 平18厚告550の八 施行規則第6条の6第2号

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
(4) 障害福祉サービス相互の算定関係	<p>行規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95</p> <p>利用者が自立訓練(生活訓練)以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間は、生活訓練サービス費は、算定されていないか。</p>	平18厚告523別表第12の1の注6
2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	<p>視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(生活訓練サービス費(I)が算定されている利用者に限る。以下同じ。)の数が15以上(指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数が51以上である場合にあつては、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上)であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を第2の1の一の(3)に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を30で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第12の2の注
3 新事業移行時特別加算	<p>特定旧法指定施設である指定障害者支援施設において、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成21年3月31日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第12の3の注
4 初期加算	<p>指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第12の4の注
5 短期滞在加算	<p>平成18年厚生労働省告示第551号の四のイに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(生活訓練サービス費(Ⅲ))を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上させるための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	平18厚告523別表第12の5の注 平18厚告551四のイ
6 利用者負担上限額管理加算	<p>指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平18厚告523別表第12の6の注

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>7 精神障害者退院支援施設加算 (平成19年4月1日から適用)</p> <p>五 就労移行支援</p> <p>1 就労移行支援サービス費 (1) 就労移行支援サービス費(I)</p> <p>(2) 就労移行支援サービス費(II)</p> <p>(3) その他</p>	<p>平成18年厚生労働省告示第551号の四のロに定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神病院(精神病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(精神障害者退院支援施設)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 就労移行支援サービス費(I)については、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に所定単位数を算定しているか。</p> <p>② 就労移行支援サービス費(I)については、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>① 就労移行支援サービス費(II)については、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>② 就労移行支援サービス費(II)については、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(1)又は(2)に掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の①から③までのいずれかに該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p>	<p>平18厚告523別表第12の8の注 平18厚告551四のロ</p> <p>平18厚告523別表第13</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注1</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注3</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注2</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注4</p> <p>平18厚告523別表第13の1の注5</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
<p>(4) 障害福祉サービス相互の算定関係</p> <p>2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算</p> <p>3 就労移行支援体制加算</p> <p>4 新事業移行時特別加算</p>	<p>① 利用者の数又は従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の九のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 同表の下欄に掲げる割合</p> <p>② 指定就労移行支援等の提供に当たって、就労移行支援計画等が作成されていない場合 100 分の 95</p> <p>③ 指定就労移行支援等の利用者（当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が 1 年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定就労移行支援等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が障害者自立支援法施行規則第 6 条の 8 に定める標準利用期間に 6 月間を加えて得た期間を超えている場合 100 分の 95</p> <p>利用者が就労移行支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は旧法施設支援を受けている間に、就労移行支援サービス費を算定していないか。</p> <p>視覚障害者等である指定就労移行支援等の利用者の数が 15 人以上（指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用者の数が 51 人以上である場合にあつては、当該指定就労移行支援等の利用者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数以上）であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第 2 の 1 の一の（4）に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、視覚障害者等の数を 30 で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定就労移行支援等のあつた日の属する年度の前年度において、指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し、6 月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員の 100 分の 20 を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>特定旧法指定施設である指定障害者支援施設において、就労移行支援に係る指定障害福祉サービスを行った場合に、平成 21 年 3 月 31 日までの間、当該指定障害者支援施設に係る指定を受けた日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか</p>	<p>平 18 厚告 523 別表 13 の 1 の注 5(1) 平 18 厚告 550 の九</p> <p>平 18 厚告 52 別表 13 の 1 の注 5(2) 平 18 厚告 523 別表 13 の 1 の注 5(3) 施行規則 第 6 条の 8</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 1 の注 6</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 2 の注 平 18 厚令 172 第 4 条第 1 項 第 4 号</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 3 の注</p> <p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 4 の注</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根拠法令等
5 初期加算	<p>指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等の利用を開始した日から起算して 30 日以内の期間について、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 5 の注</p>
6 訪問支援特別加算	<p>指定就労移行支援事業所等において継続して指定就労移行支援等を利用する利用者について、連続した 5 日間、当該指定就労移行支援等の利用がなかった場合において、第 2 の 1 の一の (4) の規定により指定就労移行支援事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、就労移行支援計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1 月につき 2 回を限度として、就労移行支援計画等に位置付けられた内容の指定就労移行支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 6 の注</p>
7 利用者負担上限額管理加算	<p>指定障害者支援施設等が利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 7 の注</p>
8 精神障害者退院支援施設加算 (平成 19 年 4 月 1 日から適用)	<p>平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の五に定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た精神障害者退院支援施設である指定就労移行支援事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 18 厚告 523 別表第 13 の 9 の注 平 18 厚告 551 の五</p>